

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、午後1時10分から午後2時20分までの1時間10分である。
- 2 解答用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ五肢択一方式である。
- 5 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
- 6 マークの記入は、解答用紙に記された記入例を参照のこと。
- 7 解答の記入にあたっては、次の点に注意すること。
 - (1) 筆記具はH Bの黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内をぬりつぶすこと。
 - (2) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
 - (3) 解答用紙は、汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 8 携帯電話の電源は切り、電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項が守られない場合には、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

問 1 次の記述は、計量法第1条の目的に関するものであるが、ア及びイに入れる語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

この法律は、計量の基準を定め、（ア）、もつて（イ）に寄与することを目的とする。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ア | イ |
| 1 計量の標準を供給し | 社会の発展及び文化の向上 |
| 2 正確な特定計量器を供給し | 経済の発展及び公共の福祉の増進 |
| 3 適正な計量管理を推進し | 国民の消費生活の安定 |
| 4 適正な計量の実施を確保し | 経済の発展及び文化の向上 |
| 5 正確な計量の実施を確保し | 公共の安全及び文化の向上 |

問 2 計量法の用語の定義に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量とは、質量、光度、速度などの計量法で定める物象の状態の量を計ることをいう。
- 2 特定計量器とは、取引者しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差による基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 3 標準物質とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものといふ。
- 4 計量単位とは、計量の基準となるものをいう。
- 5 証明とは、有償であると無償であるとを問わずに、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。

問 3 次に示す物象の状態の量と法定計量単位の組合せのうち、誤っているものを一つ選べ。

[物象の状態の量]

- 1 比熱容量 ジュール毎キログラム毎ケルビン
- 2 電力量 ジュール
- 3 体積 リットル
- 4 照度 カンデラ
- 5 波数 每メートル

[法定計量単位]

- 1 特定物象量 許容誤差 明示
- 2 指定商品物象量 量目公差 表記
- 3 法定物象量 量目公差 明示
- 4 指定商品物象量 許容誤差 明示
- 5 特定物象量 量目公差 表記

問 4 法定計量単位に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 力のモーメントの法定計量単位は、「ニュートンメートル」である。
- 2 動粘度の法定計量単位は、「平方メートル毎秒」である。
- 3 土地の面積の法定計量単位「ヘクタール」は、「平方キロメートル」の100分の1である。

- 4 1秒間に1回の周波数を表す法定計量単位は、「ヘルツ」である。
- 5 圧力の1000ヘクトパスカルは、1000ミリバールとは一致しない。

問 5 次の記述は、商品の販売に係る計量に関する計量法第14条第1項の規定であるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

前条第1項(計量法第13条第1項)の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その(ア)に關し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、

- その容器又は包装に、(イ)を超えないように計量されたその(ア)が同項の經濟産業省令で定めるところにより(ウ)されたものを販売しなければならない。

ア イ ウ

問 6 次の特定計量器は、計量法第18条で規定する特定の方法に従って使用し、又は特定の物質としては一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器として政令で定められているものであるが、誤っているものを一つ選べ。

- 1 雷音計
- 2 水道メーター
- 3 ガスマーター
- 4 燃料油メーター
- 5 濃度計(酒精度浮ひょうを除く。)

問 7 定期検査に関する次の記述のうち、正しいものがいくつあるか次の選択肢の中から一つ選べ。

- ア 分銅及びおもりは定期検査の対象となる特定計量器ではない。
イ 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関に定期検査の業務を全部又は一部を行わせることとしたときは、当該定期検査の業務の全部又は一部を行わない。
ウ 定期検査に合格した特定計量器に付す定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。
エ 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。

オ 定期検査を行った特定計量器の合格条件の一つとして、検定証印又は基準適合証印が付されていること、がある。

- 1 0 個
2 1 個
3 2 個
4 3 個
5 4 個

問 8 特定計量器の製造に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量器の製造の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。)は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数を経済産業大臣に届け出なければならない。
2 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検定を行わなければならない。
3 届出製造事業者は、届出に係る特定計量器を製造しようとする工場の名称に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 届出製造事業者について合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。
5 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問9 特定計量器の修理又は販売に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量器の修理(経済産業省令で定める軽微な修理を除く。)の事業を行おうとする者は、その事業の届出に際し、計量士の氏名を届け出なければならない。
- 2 届出製造事業者がその届出に係る特定計量器の修理の事業を行う場合にあっては、修理の事業の届出を行う必要はない。
- 3 アネロイド型血圧計の販売の事業を行う者は、検定証印又は基準適合証印が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。
- 4 届出修理事業者は、その届出に係る特定計量器の修理(経済産業省令で定める軽微な修理を除く。)をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 5 ガラス製体温計の販売の事業を行う場合には、販売の事業の届出を行う必要はない。

問10 特殊容器の使用に係る政令で定める商品に該当しないものを次の中から一つ選べ。

- 1 乳飲料
- 2 ビール
- 3 食酢
- 4 液状の農薬
- 5 灯油

問11 特定計量器の検定等に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量器について検定を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。
- 2 検定の合格条件の一つとして、特定計量器の構造(性能及び材料の性質を含む。)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- 3 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。
- 4 装置検査証印の有効期間は、1年である。
- 5 非自動ばかりのうち、検出部が電気式のものであつて型式の承認に係る表示が付されたものの検定の申請書は、日本電気計器検定所に提出するものとする。

問12 届出製造事業者が、その製造する特定計量器の型式について承認を受けようとするとき、申請書に記載する事項として誤っているものを一つ選べ。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 当該特定計量器の製造の事業の届出に係る事業の区分
- 3 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 4 当該特定計量器の製造の事業の届出の年月日
- 5 当該特定計量器の製造の事業の品質管理の方法に関する事項

問13 次の記述は、基準器検査に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

検定、(ア)その他(イ)の検査であつて経済産業省令で定めるものに用いられる(イ)の検査は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は(ウ)が行う。

- | | | |
|--------|-------|------------------|
| ア | イ | ウ |
| 1 校 正 | 特定計量器 | 特定市町村の長 |
| 2 定期検査 | 特定計量器 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| 3 校 正 | 計量器 | 特定市町村の長 |
| 4 定期検査 | 計量器 | 特定市町村の長 |
| 5 定期検査 | 計量器 | 日本電気計器検定所 |

問14 基準器検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかつた計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。
2 基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
一 その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
二 その器差が経済産業省令で定める基準に適合すること。
3 基準器検査を行う者は、計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差、器差の補正の方法、構造及び有効期間を全て記載した基準器検査成績書を交付する。
4 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書とともにしなければならない。
5 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。

問15 計量証明の事業に関する次のア～オの記述のうち、誤っているもののがいくつあるか次の選択肢の中から一つ選べ。

- ア 都道府県知事は、計量証明事業者が計量証明の事業について不正の行為をしたときは、その登録を取り消すことができる。
イ 大気、水又は土壤中の物質の濃度の計量証明の事業を行おうとする者は、經濟産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、經濟産業大臣の登録を受けなければならない。
ウ 計量証明事業者は、その計量証明の事業を廃止したときは、連帯なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
エ 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行つたときは、經濟産業省令で定める事項を記載し、經濟産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

- 1 0個
2 1個
3 2個
4 3個
5 4個

問16 計量証明検査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 濃度の計量証明事業者は、計量証明の事業の登録を受けた日から起算して1年ごとに、計量証明に使用する特定計量器であつて政令で定めるものについて、計量証明検査を受けなければならない。
- 2 計量証明に使用する特定計量器について、計量士が、経済産業省令で定める方法により検査を行い、当該計量士が都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については計量証明検査を受けることを要しない。
- 3 計量証明検査の合格条件の一つとして、検定証印又は基準適合証印(計量法第72条第2項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過していないものに限る。)が付されていること、がある。
- 4 計量証明検査に合格しなかつた特大計量器に型式承認表示が付されているときは、その型式承認表示を除去する。
- 5 指定計量証明検査機関の指定は、4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

問17 特定計量証明事業に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 認定特定計量証明事業者は、計量証明検査に合格した特定計量器に、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。
- 2 特定計量証明事業を行おうとする者の認定は、4年ごとにその更新を受けなければならない。
- 3 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分について、経済産業大臣又は指定計量証明検査機関に申請して、その事業の認定を受けることができる。
- 4 特定計量証明事業の認定を受けるための要件の一つとして、特定計量証明事業を行なうに必要な業務の実施の方法が定められているものであることがある。
- 5 認定特定計量証明事業者は、当該事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。

問18 特定計量証明認定機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明認定機関は、認定を行うときは、経済産業省令で定める条件下に適合する知識経験を有する者にその認定を実施させなければならない。
- 2 特定計量証明認定機関の指定の基準の一つとして、計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認められるものであること、がある。
- 3 特定計量証明認定機関の指定は、経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量法第121条の2の認定を行おうとする者の申請により行う。
- 4 経済産業大臣は、特定計量証明認定機関が計量法第121条の8第1号から第4号までに適合しなかつたと認めるときは、その特定計量証明認定機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。
- 5 特定計量証明認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

問19 計量士に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量士の登録を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。
- 2 計量士でない者は、計量士の名稱を用いてはならない。
- 3 計量士の登録を受けようとする者は、必ず独立行政法人産業技術総合研究所が行う教習の課程を修了しなければならない。
- 4 計量士国家試験の試験科目、受験手続きその他の実施細目は、経済産業省令に定められている。
- 5 定期検査に代わる計量士による検査をした計量士は、その特定計量器が定期検査の合格条件に適合するときは、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付することができる。

問20 計量士に関するア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか次の選択肢の中から一つ選べ。

- ア 計量士登録証の交付を受けた者は、登録が取り消されたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。
- イ 経済産業大臣は、計量士が不正の手段により計量士の登録を受けたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ぜることができる。

ウ 計量士の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

エ 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

オ 計量士国家試験に合格し、環境計量士として経済産業大臣の登録を受けるとする者は、必ずしも計量に関する実務の経験を要しない。

- 1 1個
2 2個
3 3個
4 4個
5 5個

問21 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

1 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、当該事業所における計量管理の方法について、都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

2 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、当該事業所で使用する特定計量器の製造元及び登録番号を記載した申請書を提出しなければならない。

3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、特定計量器に係る検定を行うことができる。

5 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、計量管理の方法が都道府県知事が定めた基準に適合すること、がある。

問22 次の記述は、適正計量管理事業所に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるとこらにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する(ア)について計量士が行つた(イ)の結果を記載し、これを(ウ)しなければならない。

- ア イ イ ウ
1 特定基準器 証明 保存
2 特定計量器 檢査 保存
3 特定標準器 証明 表示
4 特定計量器 檢定 管理
5 特定標準器 檢査 管理

問23 経済産業大臣が指定校正機関の指定の取消し又は業務の停止を命ずることがで
きる場合の次のア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか次の選択肢の
中から一つ選べ。

- ア 不正の手段により指定を受けたとき。
イ 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は計量法第134条第1項の
規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造
し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うもの、に適合
しなくなつたとき。
ウ 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及
び経営的基礎を有するために必要な措置をとるべき命令、に違反したとき。
エ 認可を受けた業務規程によらないで特定標準器を用いて行う計量器の校正の
業務を行つたとき。

オ 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた
者、に該当するに至つたとき。

- 1 0個
2 1個
3 2個
4 3個
5 4個

問24 次の記述は、計量法第143条の計量器の校正等の事業を行う者の登録の適合要
件に関するものであるが、ア～ウに入る語句の組合せとして正しいものを一つ選
べ。

国際標準化機構及び(ア)が定めた(イ)を行う機関に関する(ウ)に適
合するものであること。

- | | | |
|------------|-----|-----|
| ア | イ | ウ |
| 1 国際度量衡委員会 | 校 正 | 基 準 |
| 2 国際電気標準会議 | 檢 査 | 試 驗 |
| 3 国際度量衡委員会 | 校 正 | 基 準 |
| 4 国際度量衡委員会 | 檢 査 | 試 驗 |
| 5 国際電気標準会議 | 校 正 | 基 準 |

問25 計量法の立入検査等に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、取引若しくは証明における計量をする者に対し、その業務に關し報告させることができる。
- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 経済産業大臣は、必要があると認めるとときは、独立行政法人産業技術総合研究所に、計量法第148条第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。
- 4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法第148条第1項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（計量法第16条第1項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器の器差が経済産業省令で定める使用公差を超えるときは、その特定計量器に付されている検定証印又は基準適合証印を除去することができる。
- 5 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。